

(平成24年10月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から51年3月まで

私の国民年金については、母が加入手続をして、母自身の保険料と一緒に納付していたはずである。母は亡くなっているため、当時のことは分からないが、申立期間当時は、父と事業をしており、昭和46年から51年までの仕訳元帳を提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親は既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年8月に夫婦連番で払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられる上、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、上記の国民年金手帳記号番号に係る市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、申立人については、昭和51年4月から保険料が納付されていることが確認できるところ、申立人から提出された国民年金保険料納入通知書兼領収証書によると、同年同月から52年3月までの保険料については、同年2月22日に現年度保険料として一括納付していることがうかがえる。

加えて、申立人から提出された昭和46年から51年までの仕訳元帳によると、申立人の両親に係る国民年金保険料の記載は確認できるものの、申立人に係る保険料の記載は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。